

令和 6 年度児童福祉施設部会の開催状況について

1 所掌事項

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 15 第 4 項の規定に基づき、同条第 2 項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (2) 法第 35 条第 6 項の規定に基づき、同条第 4 項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (3) 法第 46 条第 4 項の規定に基づき、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (4) 法第 59 条第 5 項の規定に基づき、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する認可を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (6) 認定こども園法第 21 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定により事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (7) 認定こども園法第 22 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

2 開催状況

(1) 開催回数

1 回

(2) 保育所及び幼保連携型認定こども園の設置認可、家庭的保育事業の許可に関する事項

設置認可：2 件

部会	施設名称	所在地	定員	審議結果
第 1 回	小規模保育事業所アルタベビー亀有園	葛飾区青戸	19 名	適当
	小規模保育事業所アルタベビー金町園	葛飾区金町	19 名	適当

(3) 児童福祉施設に対する事業停止命令に関する事項

諮問・答申なし

(4) 認可外保育施設、幼保連携型認定こども園に対する事業停止命令又は閉鎖命令等に関する事項

諮問・答申なし